

# 監査報告書

令和 3年 5月 18日

社会福祉法人 水光会

理事長 由布 眞知子 殿

監事 竹下 武士



監事 吉本 英俊



私たち監事は、社会福祉法人水光会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の業務執行状況及び法人の財産の状況について監査をいたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

私たち監事は、社会福祉法第40条および関連する通知に基づき、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事会から業務の報告を聴取し、理事会議事録などの重要な書類を閲覧し、その他必要と認められる監査手続きを実施し、理事の業務執行状況及び法人の財産の状況を監査いたしました。また、会計帳簿ならびに証拠書類の閲覧照合を行い、決算書類につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 理事の業務執行は、法令および定款に従い、適法に行われており、指摘すべき不正の事実は認められません。
- (2) 事業報告書は、事実であり、法令および定款に従い、法人の事業の状況を示しているものと認めます。
- (3) 財産目録は、法令および関連する通知に従い、法人の財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 貸借対照表は、法令および関連する通知に従い、法人の財政状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 資金収支計算書は、法令および関連する通知に従い、法人の収支状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 事業活動計算書は、法令および関連する通知に従い、法人の経営状況を正しく示しているものと認めます。